

## 商工労働部の基本方針と重点施策について

### 1 県の基本方針

平成 21 年 1 月 1 日付の佐藤雄平知事の年頭所感「新春を迎えて」における【新年の県政運営】について一部抜粋すると下記のとおりである。

私は、知事就任以来、「地方の活力なくして日本の発展はない」との考えに基づき、本県が「活力」に満ちた持続可能な発展を遂げながら、住む人々に「安全・安心」を確保し、さらには「思いやり」の心が息づく本県の県民性を生かした県づくりを進めていくことを県政の基本方針としております。本県は、大変厳しい財政状況にありますが、人口減少問題への対応など喫緊に取り組まなければならない課題の解決に向け、これらの基本方針の下に 7 つの重点推進分野を設定し、部局間の連携を図りながら効率的な県政運営に努めてまいります。

#### 1. 県内産業の振興と就業機会の充実

まず、「活力」であります。付加価値の高い産業の集積を戦略的に進めるほか、農林水産業の振興などにより県内産業の振興に努めるとともに、若年層の県内定着など就業機会の充実に取り組んでまいります。

企業誘致につきましては、県内外企業への積極的な訪問活動、また不動産取得税の減免や融資制度の拡充、誘致企業の円滑で迅速な操業開始に向けた推進会議の設置など、立地環境の整備に取り組んできたところであり、大手自動車部品会社の「デンソー」が田村西部工業団地への進出を決定したほか、経済産業省の企業立地満足度調査においても総合評価で全国 3 位となるなど、高い評価を得てきております。こうした取組みを生かし、今後も輸送用機械、医療福祉機器、半導体関連産業などの集積を図ることにより、ふくしま型産業クラスターの形成に取り組んでまいります。

知事も県の活力を持続可能な発展を遂げるため付加価値の高い産業の集積及び企業誘致に取り組む意志を表している。

地方自治法は、「地方公共団体（県）は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。（自治法 1 条の 2）」と規定している。

また、「その事務を処理するに当っては住民（県民）の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。（自治法 2 条）」と規定している。

県が、特定の地域、団体、企業、個人（以下「特定の者」という。）を支援することは支援される特定の者と支援されない者の間に大きな不平等が生じる。

支援される特定の者が、支援されることによって経済効果を発揮し周りに経済効果が波及し、県全体に効果が及び結果的に県に投下した支援金額以上の税収が上がる必要がある。

## 2 商工労働部の重点施策と基本施策

平成19年度の商工労働部の基本方針と重点施策は「平成19年度 商工労働行政施策の概要」によると、以下のとおりである。

### 【基本方針】

本県の経済雇用情勢は、緩やかな持ち直しの動きが続いているが、業種や企業規模、地域によって回復に格差が見られ、加えて本格的な少子高齢・人口減少社会の到来、経済のグローバル化の進展など経済社会情勢の大転換の中で、地域経済は厳しい局面が続いている。

このため、予算編成に当たっては、「うつくしま産業プラン21」の重点施策「強みを発揮するための施策群（4つの柱と10の戦略）」に基づき、施策の優先度、緊急度を考慮した重点化を図り、効果的、弾力的な施策展開に努め、本県経済の持続的発展に向けた基盤づくりとその強化のための施策に引き続き積極的に取り組んでいく。

### 【重点施策「強みを発揮するための施策群（4つの柱と10の戦略）」】

柱 ふくしまの「強み」と「やる気」を伸ばし、産業に力強さをもたらすために

- 1 ふくしま型産業群形成戦略
- 2 売れるものづくり・ふくしま産品ブランド化推進戦略
- 3 技術力強化・知的財産戦略
- 4 がんばる中小企業・挑戦するベンチャー支援戦略
- 5 企業立地促進戦略

柱 ふくしまの「良さ」を生かした多様な交流を促進し、新たな発展をもたらすために

- 1 ふくしま観光誘客増大戦略
- 2 東アジア経済交流促進戦略

柱 中心市街地の活性化、商業振興を図り、誰もが暮らしやすいまちづくりのために

賑わいふくしま、まちづくり応援戦略

柱 ふくしまの産業を支える人づくりや就業支援を進め、誰もが働く喜びを実感できるために

- 1 若年者等への就業支援戦略
- 2 ものづくりリーダー養成戦略

商工労働部の重点施策と基本方針は、人口減少社会、経済のグローバル化の進展する経済社会等に対し県の強みを発揮する施策を実施し、本県経済の持続的発展に向けた基盤づくりを強化するためである。すなわち、県内産業の振興、県内雇用の確保等の施策を行い、活力ある地域づくり、総合的な県民の福祉の向上を目指している。県を企業に例えるならば、商工労働部は利益を直接に稼ぐ営業部ということができ、商工労働部の努力なしに県の存在はないといえる。

### 3 県の経済環境

県の基本方針と重点施策に対し、県の経済環境はどうか、県の人口など、県の産業構造及び企業の整理・倒産状況を見ていく。(表は「平成20年度福島県商工労働行政施策の概要」の資料を利用している。)

#### (1) 県の人口など

##### 人口動態

福島県の最近10年間の人口動態の推移は次のとおりである。

年次	1月1日 現在の人口	出生数	死亡数	自然 増減数	転入者 数	転出者 数	社会 増減数	人口 増減数
平成10年	2,138,454	20,888	18,444	2,444	40,017	43,201	-3,184	-740
平成11年	2,137,714	20,748	19,360	1,388	39,008	42,203	-3,195	-1,807
平成12年	2,135,907	20,401	18,697	1,704	39,289	42,067	-2,778	-1,074
平成13年	2,128,270	20,181	19,091	1,090	38,613	43,448	-4,835	-3,745
平成14年	2,124,525	19,527	18,712	815	37,800	43,922	-6,122	-5,307
平成15年	2,119,218	18,902	19,672	-770	37,482	44,039	-6,557	-7,327
平成16年	2,111,891	18,472	20,162	-1,690	36,774	43,087	-6,313	-8,003
平成17年	2,103,888	17,598	20,898	-3,300	35,381	41,686	-6,305	-9,605
平成18年	2,090,107	17,665	20,535	-2,870	33,349	41,313	-7,964	-10,834
平成19年	2,079,273	17,211	21,331	-4,120	32,650	41,007	-8,357	-12,477
平成10～19年の合計		191,593	196,902	-5,309	370,363	425,973	-55,610	-60,919

各年1月1日現在

福島県の人口は、今までは出生数が多く自然増であり社会減を上回っていたが、平成15年からは自然減に転じ、社会減の数は増加傾向となった。最近10年間で自然減5,309人、社会減55,610人と合計60,919人県の人口は減少している。また、社会減も3月、4月にその数は多く、学校を卒業して県外に就職または就学するものと思われる。

## 県の年少人口、生産年齢人口、老年人口の推移

国勢調査は5年ごとに作成され、直近では平成17年次に作成されているが、5年ごとの年齢別人口の推移は次のとおりである。

	年次	総人口	0～14歳	15～64歳	65歳以上
実数 (人)	平成17年	2,091,319	307,294	1,307,734	474,860
	平成12年	2,126,935	341,038	1,353,500	431,797
	平成7年	2,133,592	381,511	1,380,208	371,572
	平成2年	2,104,058	422,064	1,377,857	301,552
	昭和60年	2,080,304	460,767	1,371,556	247,947
増減数 (人)	平成12～17年	-35,616	-33,744	-45,766	43,063
	平成7～12年	-6,657	-40,473	-26,708	60,225
	平成2～7年	29,534	-40,553	2,351	70,020
	昭和60～平成2年	23,754	-38,703	6,301	53,605
増減率 (%)	平成12～17年	-1.7%	-9.9%	-3.4%	10.0%
	平成7～12年	-0.3%	-10.6%	-1.9%	16.2%
	平成2～7年	1.4%	-9.6%	0.2%	23.2%
	昭和60～平成2年	1.1%	-8.4%	0.5%	21.6%
構成比 (%)	平成17年	100.0%	14.7%	62.5%	22.7%
	平成12年	100.0%	16.0%	63.6%	20.3%
	平成7年	100.0%	17.9%	64.7%	17.4%
	平成2年	100.0%	20.1%	65.5%	14.3%
	昭和60年	100.0%	22.1%	65.9%	11.9%

各年10月1日現在 総人口は12月31日現在

平成7年次から平成17年次の10年間を比較すると、総人口は42,273人減少しており、0～14歳(年少人口)は74,217人の減少、15～64歳(生産年齢人口)は72,474人の減少であるが、逆に65歳以上(老年人口)は103,288人増加している。年少人口等は各年10月1日現在であり、総人口は12月31日現在なので、合計は合わない。

平成 17 年の階級別年齢

県の公表によると、平成 17 年 10 月 1 日現在の年齢階級別の人口は次のとおりである。

区 分	総数(人)	構成比(%)	
総 数	2,091,319	100.0%	100.0%
年 少 人 口	307,294	-	14.7%
0 ~ 4 歳	93,288	4.5%	
5 ~ 9 歳	102,670	4.9%	
10 ~ 14 歳	111,336	5.3%	
生 産 年 齢 人 口	1,307,734	-	62.5%
15 ~ 19 歳	115,623	5.5%	
20 ~ 24 歳	105,650	5.1%	
25 ~ 29 歳	122,111	5.8%	
30 ~ 34 歳	133,404	6.4%	
35 ~ 39 歳	120,922	5.8%	
40 ~ 44 歳	128,076	6.1%	
45 ~ 49 歳	140,319	6.7%	
50 ~ 54 歳	159,408	7.6%	
55 ~ 59 歳	157,706	7.5%	
60 ~ 64 歳	124,515	6.0%	
老 年 人 口	474,860	-	22.7%
65 ~ 69 歳	120,336	5.8%	
70 ~ 74 歳	121,682	5.8%	
75 ~ 79 歳	107,250	5.1%	
80 ~ 84 歳	70,564	3.4%	
85 ~ 89 歳	35,852	1.7%	
90 ~ 94 歳	15,276	0.7%	
95 ~ 99 歳	3,497	0.2%	
100 歳以上	403	0.0%	
不 詳	1,431	-	0.1%
年 少 人 口 指 数	23.5	-	-
老 年 人 口 指 数	36.3	-	-
老 年 化 指 数	154.5	-	-

年少人口指数 = (15歳未満人口) ÷ (15～64歳人口) × 100

老年人口指数 = (65歳以上人口) ÷ (15～64歳人口) × 100

老年化指数 = (65歳以上人口) ÷ (15歳未満人口) × 100

昭和 22～24 年生まれの人たちはその数が多く、一般に団塊の世代といわれ、上記表では 55～59 歳の欄に該当するが、福島県は 50～54 歳の方が数が多いという特徴がある。

## 県の就業者の産業別分類

県内の就業者数の産業別構成比の推移は次のとおりである。

(単位:人、%)

年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
第1次産業	112,402	109,230	106,144	103,129	101,049	99,043	97,134	95,290	93,428	91,591
構成比(%)	10.1%	9.9%	9.7%	9.5%	9.6%	9.5%	9.3%	9.2%	9.1%	8.8%
第2次産業	388,948	378,923	373,258	372,237	346,895	325,323	321,002	311,752	311,589	317,074
構成比(%)	35.1%	34.4%	34.2%	34.4%	32.8%	31.1%	30.8%	30.0%	30.3%	30.4%
うち製造業	258,344	256,441	244,250	243,291	228,397	211,934	210,474	208,061	208,575	213,683
構成比(%)	23.3%	23.3%	22.4%	22.5%	21.6%	20.3%	20.2%	20.0%	20.3%	20.5%
うち建設業	128,393	120,288	127,009	127,049	116,899	111,997	109,331	102,645	102,082	102,553
構成比(%)	11.6%	10.9%	11.6%	11.7%	11.0%	10.7%	10.5%	9.9%	9.9%	9.8%
第3次産業	606,299	612,530	611,248	607,842	610,082	620,162	625,136	631,922	623,294	635,825
構成比(%)	54.7%	55.6%	56.0%	56.1%	57.7%	59.4%	59.9%	60.8%	60.6%	60.9%
うち卸売・小売業	176,567	177,796	173,784	166,349	161,435	159,870	162,324	166,491	161,081	160,556
構成比(%)	15.9%	16.2%	15.9%	15.4%	15.3%	15.3%	15.6%	16.0%	15.7%	15.4%
うちサービス業(民間)	229,494	234,718	237,195	239,952	246,568	257,125	258,722	258,697	255,505	267,565
構成比(%)	20.7%	21.3%	21.7%	22.2%	23.3%	24.6%	24.8%	24.9%	24.8%	25.6%
合計 (県内ベース)	1,107,650	1,100,683	1,090,651	1,083,208	1,058,026	1,044,528	1,043,272	1,038,963	1,028,311	1,044,490
構成比(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

平成 17 年階級別年齢によると生産年齢人口は 1,307,734 人いるが、就業している人は 1,028,311 人で 78.6 パーセントである。

生産年齢人口と就業者数の差は、次の理由が考えられる。

- ・生産年齢人口のうち、高校生等の学生がいること。
- ・定年退職後働いていない人があること。
- ・専業主婦がいること。
- ・老年人口のうちにも働いている人があること。

## (2) 県の産業構造

### 県の産業構造別県内総生産

県の産業構造別県内総生産の推移は次のとおりである。

(単位:億円)

年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
第1次産業	2,025	1,811	1,800	1,618	1,611	1,536	1,488	1,508	1,414	1,580
第2次産業	29,020	28,390	28,017	28,459	25,097	25,251	24,683	25,982	25,621	26,406
第3次産業	52,524	52,197	52,121	53,116	53,656	52,610	50,778	51,837	53,139	50,986
計	83,569	82,398	81,938	83,193	80,364	79,397	76,949	79,327	80,174	78,972

産業別数値には帰属利子等を含むため、合計と県内総生産は一致しない。

全ての産業の県内総生産は減少傾向である。

### 平成18年度の経済活動別の県内総生産

平成18年度の県の経済活動別の県内総生産は次のとおりである。

経済活動の種類	実数 (百万円)	構成比 (%)	就業者数 (人)	1人あたりの 県内総生産(円)
産業	7,123,238	90.2%	936,625	7,605,219
農林水産業	149,785	1.9%	91,591	1,635,368
鉱業	8,228	0.1%	838	9,818,616
製造業	2,225,870	28.2%	213,683	10,416,692
食料品	409,961	5.2%		
化学	175,933	2.2%		
窯業・土石製品	105,000	1.3%		
金属製品	112,723	1.4%		
一般機械	162,328	2.1%		
電気機械	591,291	7.5%		
輸送用機械	176,274	2.2%		
その他	492,360	6.2%		
建設業	414,788	5.3%	102,553	4,044,621
電気・ガス・水道業	636,026	8.1%	12,514	50,825,156
卸売・小売業	626,750	7.9%	160,556	3,903,622
金融・保険業	359,758	4.6%	24,630	14,606,496
不動産業	802,998	10.2%	6,925	115,956,390
運輸・通信業	402,115	5.1%	55,770	7,210,238
サービス業	1,496,920	19.0%	267,565	5,594,603
政府サービス生産者	834,571	10.6%	71,153	11,729,245
対家計民間非営利サービス生産者	112,991	1.4%	36,712	3,077,767
小計(a)	8,070,800	102.2%	1,044,490	7,727,025
輸入品に課される税・関税(b)	83,197	1.1%		
(控除)総資本形成に係る消費税(c)	48,225	0.6%		
(控除)帰属利子(d)	208,518	2.6%		
県内総生産(a+b-c-d)	7,897,254	100.0%		

県内総生産(各企業の付加価値の合計額)は、年間の生産額(売上額)から年間の外部仕入を控除したものをいう。

## 本県の工業

従業員規模別事業所数等(平成18年 従業者4人以上事業所)

従業員規模	事業所数		従業者数		製造品 出荷額等		付加価値額		従業員1人 あたりの 付加価値 (千円)
		構成比	(人)	構成比	(百万円)	構成比	(百万円)	構成比	
4～9人	1,931	39.7%	11,817	6.4%	111,489	1.9%	57,235	2.6%	4,843
10～19人	1,124	23.1%	15,624	8.4%	217,963	3.7%	97,548	4.5%	6,243
20～29人	609	12.5%	15,014	8.1%	243,763	4.1%	114,664	5.2%	7,637
30～99人	810	16.6%	44,870	24.2%	962,891	16.3%	380,243	17.4%	8,474
100～299人	317	6.5%	50,745	27.4%	2,080,730	35.2%	747,484	34.2%	14,730
300人以上	79	1.6%	47,321	25.5%	2,297,820	38.8%	791,280	36.2%	16,722
合計	4,870	100.0%	185,391	100.0%	5,914,656	100.0%	2,188,454	100.0%	58,650

小規模事業者と思われる従業員4～19人の事業所は3,055社あり、全事業所数の62.7パーセントを占める。従業員1人あたりの付加価値は、規模が大きいほど高い。

## 本県の商業

本県の事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移

年次	事業所数(事業所)		従業者数(人)		年間商品販売額(百万円)	
	実数	対前回比	実数	対前回比	実数	対前回比
昭和54年	36,617	3.5%	149,691	5.6%	3,190,892	28.5%
昭和57年	37,843	3.3%	157,557	5.3%	4,027,294	26.2%
昭和60年	36,174	-4.4%	154,046	-2.2%	4,417,864	9.7%
昭和63年	35,998	-0.5%	164,033	6.5%	5,018,163	13.6%
平成3年	36,404	1.1%	174,515	6.4%	6,286,008	25.3%
平成6年	33,864	-7.0%	175,389	0.5%	6,227,167	-0.9%
平成9年	32,485	-4.1%	176,035	0.4%	6,039,323	-3.0%
平成11年	32,036	-7.4%	180,321	-3.1%	5,483,641	-9.2%
平成14年	29,802	-7.0%	178,744	-0.9%	4,898,557	-10.7%
平成16年	28,644	-3.9%	171,586	-4.0%	4,720,635	-3.6%

平成16年までのデータであるが、その後も趨勢的には変化がないものと思われる。

平成11年からは事業所数、従業者数、年間商品販売額全てが減少している。



(3) 企業の整理・倒産状況  
業種別企業整理・倒産状況

業種別企業整理・倒産状況

(単位:件)

	卸売・ 小売業	サービ ス業	建設業	砂利 採石業	製造業	不動産 業	その他	合計
平成10年	83	34	99	4	52	6	18	296
平成11年	62	25	58	1	36	8	12	202
平成12年	76	27	90	2	42	5	15	257
平成13年	74	31	106	1	51	4	22	289
平成14年	58	25	94	1	41	7	16	242
平成15年	50	26	67	1	30	5	11	190
平成16年	56	14	56	2	17	7	8	160
平成17年	30	12	32	0	17	1	2	94
平成18年	28	22	34	0	12	3	7	106
平成19年	30	26	47	0	17	9	4	133
合計	547	242	683	12	315	55	115	1,969
比率(%)	27.8%	12.3%	34.7%	0.6%	16.0%	2.8%	5.8%	100.0%

企業整理・倒産状況によると、整理・倒産するのは卸売・小売業、及び建設業が 62.5 パーセントを占めている。

## 企業の原因別整理・倒産状況

原因別企業整理・倒産状況

上段：件数、下段（ ）内：構成比

	設投失敗	業界不振	放漫経営	計画失敗	販売不振	その他	合計
平成10年	5 (1.7%)	5 (1.7%)	86 (29.1%)	0 (0.0%)	161 (54.4%)	39 (13.2%)	296 (100.0%)
平成11年	0 (0.0%)	3 (1.5%)	40 (19.8%)	0 (0.0%)	138 (68.3%)	21 (10.4%)	202 (100.0%)
平成12年	1 (0.4%)	6 (2.3%)	57 (22.2%)	0 (0.0%)	177 (68.9%)	16 (6.2%)	257 (100.0%)
平成13年	8 (2.8%)	6 (2.1%)	37 (12.8%)	0 (0.0%)	208 (72.0%)	30 (10.4%)	289 (100.0%)
平成14年	2 (0.8%)	11 (4.5%)	26 (10.7%)	0 (0.0%)	181 (74.8%)	22 (9.1%)	242 (100.0%)
平成15年	4 (2.1%)	2 (1.1%)	12 (6.3%)	1 (0.5%)	163 (85.8%)	8 (4.2%)	190 (100.0%)
平成16年	0 (0.0%)	3 (1.9%)	28 (17.5%)	1 (0.6%)	118 (73.8%)	10 (6.3%)	160 (100.0%)
平成17年	3 (3.2%)	1 (1.1%)	6 (6.4%)	0 (0.0%)	70 (74.5%)	14 (14.9%)	94 (100.0%)
平成18年	1 (0.9%)	1 (0.9%)	4 (3.8%)	3 (2.8%)	89 (84.0%)	8 (7.5%)	106 (100.0%)
平成19年	3 (2.3%)	4 (3.0%)	6 (4.5%)	1 (0.8%)	111 (83.5%)	8 (6.0%)	133 (100.0%)
合計	27 (1.4%)	42 (2.1%)	302 (15.3%)	6 (0.3%)	1,416 (71.9%)	176 (8.9%)	1,969 (100.0%)

以前は放漫経営も比率が高かったが、最近の倒産原因は販売不振である。

#### 4 商工労働部の商工振興策

商工労働部の商工振興策を決算（現年度分）の目的別支出（企業支援か否か）で示せば次のとおりである。

商工労働部 平成19年度の支出割合 (単位:千円)

領域	内訳	支出金額 (A)	割合	うち貸付金 等(B)	(A-B)	割合
商工 総務	企業支援関係支出	39,075,348	84.6%	35,198,546	3,876,802	36.3%
	中小企業振興費	3,546,612		3,391,249	155,363	
	中小企業金融対策費	32,477,413		31,807,297	670,116	
	商工団体等指導費	2,763,210			2,763,210	
	商工振興費	98,391			98,391	
	産業高度化推進費	189,722			189,722	
	その他	1,087,846	2.4%	0	1,087,846	10.2%
	総務費	851,639			851,639	
	貿易振興費	76,572			76,572	
	計量検査所	159,635			159,635	
	領域計	40,163,194		35,198,546	4,964,648	
地域 経済	企業立地グループ	2,064,366	4.5%		2,064,366	19.3%
	産業創出グループ	1,552,500	3.4%		1,552,500	14.5%
	県産品振興グループ	201,208	0.4%		201,208	1.9%
	観光グループ	657,117	1.4%	91,760	565,357	5.3%
	領域計	4,475,191		91,760	4,383,431	
労働	技術専門校	869,314	1.9%		869,314	8.1%
	その他	699,564	1.5%	230,000	469,564	4.4%
	領域計	1,568,878		230,000	1,338,878	
商工労働部合計		46,207,263	100%	35,520,306	10,686,957	100%

平成19年度定期監査資料による。

地域経済領域のグループごとの決算は県の作成による。

商工労働部の企業支援関係支出は総額の84.6パーセントを占め、貸付金は回収されるものとして控除しても、36.3パーセントを占めている。

商工総務領域の企業支援は中小零細企業の支援事業であり、主な支出先は次のとおりである。

(財)福島県産業振興センター	123,401 千円
福島県中小企業団体中央会	151,357 千円
商工会・商工会議所等	2,579,745 千円
計	2,854,503 千円

立地グループの主なものは次のとおりである。

電源立地促進費	638,565 千円
戦略的企業誘致補助金	600,000 千円
工業用水事業	683,429 千円
計	1,921,994 千円

産業創出グループの主なものは次のとおりである。

ハイテクプラザ費 1,075,695 千円

労働領域の主なものは次のとおりである。

技術専門学校費 842,653 千円

立地グループの電源立地促進費や工業用水会計、産業創出グループのハイテクプラザ費や労働領域の技術専門学校費は固定的に発生するものであり、戦略的企業誘致補助金（企業立地した場合等に補助金を支給する金額）は土地を除く投資額の 2.5 パーセントを補助するものである。

## 5 県の商工振興策についての考察

### (1) 県の経済環境

#### 県人口について

県の人口は人口動態調査によればここ 10 年減少傾向であり、平成 15 年からは今まで自然増だったものが自然減となり、それまでの社会減もその数が大きくなり平成 19 年は自然減 4,120 人、社会減 8,357 人、計 12,477 人減となっている。

県は少子・高齢による人口減問題として捉えているが、人口減の 67 パーセントを社会減が占めていることは単に少子高齢化の問題ではない。県民力の源泉が人口とすれば、社会減に対する防止対策がなされていないといわれても仕方のないところである。

県の年少人口、生産年齢人口、老年人口の推移は国勢調査により 5 年ごとに作成され直近では平成 17 年次に作成されているが、平成 7 年と比較し人口は 42,273 人減少し、そのうち 0～14 歳の年少人口は 74,217 人減少し、15～64 歳の生産年齢人口は 72,474 人減少し、逆に 65 歳以上の老年人口は 103,288 人増加している。（県の人口は 12 月 31 日現在であり、年少人口等は 10 月 1 日現在のため合計は合わない。）

平成 17 年 10 月 1 日現在の年齢階級別人口は、昭和 22 年～昭和 24 年生まれのいわゆる団塊の世代は 55～59 歳の欄に入るが、その人口は多く、更にそれに続く 50～54 歳の人口はそれを上回っている。

団塊世代の先頭は、60 歳定年であれば定年の年齢に突入しており、定年となって就職しない人もいれば、就職したとしても給料は低くなる可能性があり、その結果県内の消費額が大幅に減少する可能性がある。

県内の就業者数も平成 9 年と平成 18 年を比較すると、63,160 人減少し 1,044,490 人となっている。特に第二次産業は、71,874 人減少し、内製造業は 44,661 人減、建設業は 25,840 人減である。

#### 県の産業構造

県内総生産は平成 9 年度 8 兆 3 千 5 百億円、平成 18 年度 7 兆 9 千億円と約 5.5 パーセント減である。

県内総生産には電気・ガス・水道業、サービス業の中の医療業及び政府サービス生産者（公務員の給料等）など増加傾向にあるものが参入されていることを考慮すれば、実態経済は上記 5.5 パーセントよりもっと大きな落ち込みと思われる。製造業だけをみると、9 パーセント減である。

本県の商業においても、その事業所数・従業者数・年間商品販売額が平成 11 年から全て落ち込んでいる。平成 6 年と平成 16 年を比較すると次のとおりである。

年次	事業所数(事業所) 実数	従業者数(人) 実数	年間商品販売額(百万円) 実数
平成6年	33,864	175,035	6,227,167
平成16年	28,644	171,586	4,720,635
増減比	-5,220	-3,449	-1,506,532
増減率	-15%	-2%	-24%

平成 6 年と平成 16 年とを比較した年間商品販売額は、約 1 兆 5 千億円減少し、その比率は 24 パーセントである。

#### 県内産業の倒産状況

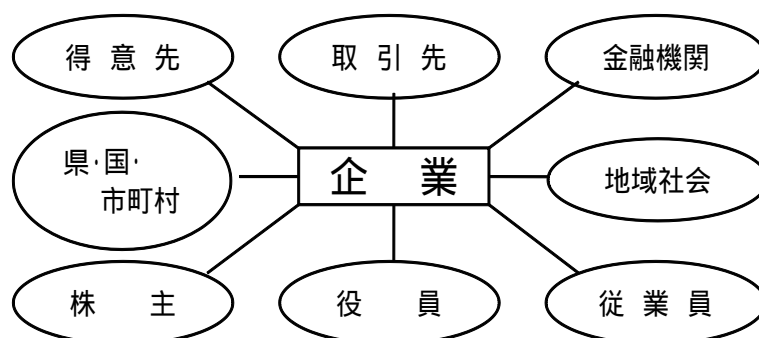
平成 10 年から平成 19 年までの業種別企業整理・倒産状況は、建設業、卸売・小売業が突出して多く、また原因について以前は放漫経営も多かったが、最近では販売不振が大部分を占めている。

#### 企業について

県が支援するのは主に事業者（企業）であると思われるが、企業の発展なくして産業振興策は成り立たないので、企業の利害関係者や税負担について述べる。

#### 【企業の利害関係者（ステークホルダー）】

企業は種々の利害関係者があり、企業の盛衰により利害関係者にも大きな経済的影響があり、企業の利害関係者は一般に次のようにいわれている。



企業は地域の社会的存在となり、その経営は上記利害関係者、特に得意先（消費者）の要求に調和し、効率的に運営しないと存続で

きなくなる。企業は付加価値を生産してその付加価値を役員、社員、株主等に支払い、企業は利益が出れば次のような税金を支払う。

なお、マスコミの報道によると、中小企業は利益が出るときは役員報酬及び従業員給料を高くし、企業は赤字となり税金を支払わないといわれるが、役員報酬及び従業員給料を高くすれば法人税ではなく所得税を支払うことになり、社会貢献をしている。

#### 企業の支払う税金

税金名	徴収者	比率
法人税	国	利益の30%
法人県民税	県	法人税の5.8% * その他均等割税あり
法人事業税	県	利益の7.2% * その他付加価値割・資本割あり
法人市町村民税	市町村	原則法人税の12.3% * その他均等割税あり
事業所税	市(人口30万人以上の市)	事業所床面積について年600円/m <sup>2</sup>
固定資産税	市町村	土地建物の評価額の1.4%
償却資産税	市町村	減価償却資産(建物・自動車を除く)の評価額の1.4%

\* 比率は資本金1億円超の企業の例である。

前記税金からも分かるように利益が出れば出るほど、設備金額が大きければ大きいほど社会に貢献している。

事業所が二つの県以上にまたぐ企業の法人市町村、県民税及び事業税は、その企業の従業員数(一部事業所数)により各県に配分される仕組みとなっている。

その結果、県内に本社を有し県外に進出している企業は本社の従業員分だけ県にとっては有利である。一方、県外に本社があり県内に事業所がある場合県内の事業所の従業員分しか県の税収とならない。

企業の社会的責任は、得意先(消費者)に安心・安全な商品・製品を適正な価格で販売し、その代金でもって取引先に仕入れ代金などを約束通り支払い、社員に給料を支払い、利益が出れば税金を支払うことである。

#### (2) 県の商工振興策

県の商工振興策は、以下に説明するように中小企業者の支援に重点が置かれている。具体的には、次のような団体を通じて支援を行っている。これらの団体に対しては、年間約30億円(貸付金を除く)の補助を行っている。

・(財)福島県産業振興センター

- ・福島県中小企業団体中央会
- ・商工会・商工会議所
- ・福島県信用保証協会

中小企業庁によると小規模事業者の定義は、次のとおりである。

業 種	具 体 例	従業員数
製造業その他	製造業・建設業・運輸業	20人以下
商業	卸売業・小売業(飲食業含む)・サービス業	5人以下
サービス業		

中小企業庁によると中小企業者の定義は、次のとおりである。

業 種	基 準
製造業	資本金3億円以下又は従業者数300人以下
卸売業	資本金1億円以下又は従業者数100人以下
小売業	資本金5千万円以下又は従業者数50人以下
サービス業	資本金5千万円以下又は従業者数100人以下

県内の従業者規模別事業所数及び従業者数（民営、平成13年、18年）は次のとおりである。

従業者規模	平成18年				平成13年		平成13年～18年 増減率(%)		
	事業所数	構成比 (%)	従業者数	構成比 (%)	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	
民	総数	97,534	100.0	838,040	100.0	105,069	872,914	-7.2	-4.0
	1人～4人	61,592	63.1	129,203	15.4	66,570	141,481	-7.5	-8.7
	5人～9人	17,887	18.3	116,501	13.9	19,445	126,073	-8.0	-7.6
	10人～19人	10,085	10.3	135,461	16.2	10,751	143,877	-6.2	-5.8
	20人～29人	3,125	3.2	74,492	8.9	3,354	79,347	-6.8	-6.1
	30人～49人	2,383	2.4	89,226	10.6	2,443	91,461	-2.5	-2.4
	50人～99人	1,507	1.5	103,395	12.3	1,553	105,899	-3.0	-2.4
営	100人～199人	606	0.6	81,853	9.8	578	77,582	4.8	5.5
	200人～299人	139	0.1	33,546	4.0	135	32,251	3.0	4.0
	300人以上	134	0.1	74,363	8.9	144	74,943	-6.9	-0.8
	派遣・下請従業者のみ	76	0.1	-	-	96	-	-20.8	-

従業者1～4人の事業所数は、61,592所であり全事業所数の63パーセントを占め、1～19人の事業所は、89,564所で92パーセントを占める。しかしながら、従業員数は1～19人の事業所の従業者は381,165人で、全従業者の45.5パーセントを占めているに過ぎない。

県内の産業大分類別事業者数（平成13年、18年）

産業大分類	平成18年		平成13年		増減数	増減率
	事業所数	構成比	事業所数	構成比		
全産業	101,573	100.0%	109,651	100.0%	-8,078	-7.4%
農林漁業	535	0.5%	570	0.5%	-35	-6.1%
鉱業	74	0.1%	100	0.1%	-26	-26.0%
建設業	11,888	11.7%	13,282	12.1%	-1,394	-10.5%
製造業	8,547	8.4%	10,002	9.1%	-1,455	-14.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	229	0.2%	245	0.2%	-16	-6.5%
情報通信業	561	0.6%	594	0.5%	-33	-5.6%
運輸業	1,837	1.8%	1,880	1.7%	-43	-2.3%
卸売・小売業	28,229	27.8%	31,787	29.0%	-3,558	-11.2%
金融・保険業	1,600	1.6%	1,781	1.6%	-181	-10.2%
不動産業	4,229	4.2%	4,222	3.9%	7	0.2%
飲食店、宿泊業	12,388	12.2%	13,898	12.7%	-1,510	-10.9%
医療、福祉	5,446	5.4%	4,683	4.3%	763	16.3%
教育、学習支援事業	4,252	4.2%	4,324	3.9%	-72	-1.7%
複合サービス事業	1,075	1.1%	1,211	1.1%	-136	-11.2%
サービス業 (他に分類されないもの)	19,670	19.4%	19,964	18.2%	-294	-1.5%
公務(他に分類されないもの)	1,013	1.0%	1,108	1.0%	-95	-8.6%

産業大分類別事業所数は、民営以外に官営も入るために、上記の従業者規模別事業所数及び従業者数（民営）より数が多くなっている。



建設業、製造業、卸売・小売業はそれぞれの事業者数の減少率は、10.5パーセント、14.5パーセント、11.2パーセントであり、全産業平均の減少率7.4パーセントを大きく上回っている。

事業所はその業種によって、規模の適正水準がそれぞれ異なると思われるが、労働力ばかりではなく、機械装置等を導入し更新し続けないと広域的な事業や効率的な経営が成り立たなくなり、逆にいうと多額の機械装置等を導入するとそれを有効利用するために従業員が必要となる。従業員数100人～299人の事業所の数が増えていること、工場の従業員規模別事業所数等による従業員1人あたりの付加価値は、従業員が多いほど高くなることは納得できる。

#### 小規模事業者支援見直し

県の小規模事業者の支援は、次の「支援企業の業種の見直しについて」で述べるように県人口を増やすことであり、県民を豊かにして消費額を増やす以外に方法はないにもかかわらず、小規模事業者支援に商工行政の重点を置いていることは理解できない。

県内で活力ある経営をしている小規模事業者もあるが、県内に本社を有し、県外でも活躍している企業もたくさんあり、また県外に本社を有し県内に工場を立地している企業や、県内に現地法人を設立している企業もたくさんあり、これらの企業が支払う税金が県の税収の大きな部分を占める。

これらの県内や全国更には国際的に活躍している企業を支援せず、もし本社や工場を県外に移転されるとその地域の雇用は喪失し、それらの企業を得意先としている地域の小規模事業者に多大な影響があることは明白である。

一時的に支援しても将来的に支援した以上の税収増などの経済効果がないと支援は無駄である。

県は自立して頑張っている事業者を更に良くなるように支援し続ける必要がある。

#### 支援企業の業種の見直し

企業の整理・倒産状況を見て分かるように、業種的には卸売・小売業及び建設業が圧倒的に多く、原因は販売不振が主となっている。県民人口は、老年人口が増加する中、年少人口・生産年齢人口はそれを上回る減少を示し、人口減少が原因で県内消費が落ち込んでいるため、当然に卸売・小売業が販売不振になり整理・倒産し、建設業も同様だが、更に公共工事の削減という原因が加わる。

ここで考えないといけないのは、県内の人口や県民所得によって業界の売上の総額がほぼ決まっている県民を売上の相手とする企業（県内売上企業）と企業努力及び県の支援によって、その企業の属する業界の県内売上の総額が増える企業（県外売上企業）に分ける必要がある。

県内売上企業は、卸売・小売業、建設業のように県内の消費額は人口

や所得水準によりほぼその総額は決まっており、特定の企業が売上が伸びずと他の企業はその分だけ売上が落ち込むことになる。

県外売上企業は、県内の労働力を利用し製品を製造し、県外に出荷する場合は県内の人口や所得水準に影響されない。

県内売上企業を県が支援することは、新規事業を掘り起こす場合以外は当然に同業界の他の企業の売上減少を招くことになり、その企業の業績は悪化するため安易に県は特定企業を支援すべきではない。支援すべき企業は次のような条件を満たさなければ、特定の企業を支援するのは不平等であると考えられる。

**a) 県内売上企業の県内仕入額が他の企業よりも大きい場合**

県外から仕入れしたものを県内で売る場合は、売上と仕入れの差のみ県内総生産に貢献するが、県内から仕入れをして県内で売る場合は、県内生産（製造）・卸売業者の売上と仕入れの差が県内総生産に更に貢献する。

例えば、スーパーマーケットが野菜を県外から仕入れし県内で売る場合と、県内の農家から仕入れをして売る場合とを比較すると、県内農家から仕入れした方が県内農家は潤い県内総生産に貢献する。

**b) 業界に効率的経営をする企業を育成する場合**

効率的に経営する企業と非効率に経営する企業があれば、自然に非効率の企業は整理・淘汰<sup>とうた</sup>されるが、効率的に経営している企業を支援し非効率の企業を倒産しないうちに計画的に整理・淘汰<sup>とうた</sup>することを支援する。

**c) 県民が県外で消費するのを防止する場合**

業界的に県内より県外に魅力的・効率的経営をする企業があり県民が県外で消費する場合、例えば観光施設、ショッピングセンター等が県内施設より魅力的・効率的に運営され県民が県外へ観光に行く場合や買い物に行く場合、これを防止するため県内企業を支援する。また県内企業が県外企業を外注先にしている場合これを県内企業に外注するように支援する。

県が対象とする中小企業支援の企業は、その多くは商業者であり県民を得意先とすると思われるので、県内売上企業であり特定の企業を支援するということはせず、支援する場合は、業界全体の質的な向上や整理・淘汰<sup>とうた</sup>に限定すべきである。

県も産業を振興することにより県税収入を上げ、住民サービスを実施することを目的とするべきであり、県税収入を上げるような支援をすべきである。

### 就業者増対策

平成 17 年次国勢調査によると 15～64 歳の生産年齢人口は 1,307,734 人に対し、平成 17 年度の就業者数は 1,028,311 人である。

県内総生産を増加するには就業者 1 人あたりの生産性を上げることと、就業者の増加を図る必要がある。

県内総生産の中には政府サービス生産者（公務員）が 71,153 人おり、その生産額は 834,571 百万円となっている。公務員は県内総生産に貢献していることになっているが、ものを生産するのではなく個々の企業の生産に対し間接的に将来を含めた生産性向上に寄与することを目的として存在している意識が必要である。彼らの給料は企業より支給されず県などから支給されるが、企業の発展に対して積極的に寄与すべきである。

老年人口に属する年金生活者もその年金が、自分が積み立てた金額を分割して年金として受給する積み立て方式ではなく、現役世代が払い込んだ年金に税金を投入し、それを受け取っている（賦課方式）ので現役世代を応援するような働き方をしないと年金という社会保障制度を永遠に維持することはできない。

就業したくても定型的な勤務形態では働けない人もいることを考慮して種々の雇用機会及び雇用形態を提案すべきである。

公務員の仕事でも働く時間を分割し、老年人口の人や専業主婦にやってもらうように各地域にある町内会を充実したり、NPO 法人等に業務を委託し、公務員はもっと付加価値の高まるような職務に専念することが考えられる。例えば地域の公民館、図書館などの公的施設の管理などが考えられる。

その他、商工労働部内でいえば、(財)福島県観光物産交流協会の観光案内やその中で売られている土産物を県内産品にするための製造販売などは、老年人口に属する人や専業主婦に活躍してもらうことが考えられる。

現在の県の財政状態を考えると、現在の就業者に全てを負担させることには無理があり、1 人でも多く働いていくらかでも県内総生産に貢献し、かつ報酬を受け、それを消費することによって更に県内総生産に貢献できる。

県は、就業者を増やすため積極的に雇用機会を確保すると同時に勤務時間を柔軟にした雇用形態の見直しが必要である。

### 企業誘致

企業誘致に成功し、工場が立地し操業を開始すれば工場立地の設備投資による経済効果、操業による経済効果が発生し、地域経済に多大な経済効果が波及し小規模事業者の支援となる。

県は、積極的に企業誘致をして地域経済の活性化をすべきである。